

特定地域型保育事業所における給付費の不正受給について

市内の特定地域型保育事業所において、地域型保育給付費(以下「給付費」とします。)を不正に受給していたことを確認し、不正に受給した給付費の返還請求を行いました。

1. 事業者概要

- (1)法人名：株式会社マザーグース
- (2)所在地：茅ヶ崎市美住町2-10
- (3)代表者：代表取締役 柴崎 賢一
- (4)対象施設：小規模保育事業A型 マザーグースBRANCH茅ヶ崎2保育園
(所在地:茅ヶ崎市浜見平3-1)
小規模保育事業A型 マザーグース保育ルーム
(所在地:茅ヶ崎市美住町2-10)

2. 不正受給の期間と返還請求額

- (1)対象期間：2021年4月～2024年7月
 - (2)返還請求額：1846万9654円※(A+B)
 - 内訳 地域型保育給付費の返還額 1617万250円…A
 - 子ども・子育て支援法第12条第2項に基づく徴収金
229万9404円…B
- ※別途、民法第704条に基づく利息(年3%)を請求します。

※地域型保育給付費について

子ども・子育て支援法の規定により、内閣総理大臣が定めた基準に基づいて計算された費用(公定価格)を市から施設へ直接支払うものです。費用のうち、国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担します。

給付費には、管理者(園長)の人件費が含まれていますが、この管理者はその施設に専従する必要があります。もし管理者が他の施設の業務も担当している場合、その人件費は減額されます。

施設は事前に市へ管理者の情報を届け出る必要があります。市はその情報を基に給付費の額を決定します。そのため、管理者が専従でない場合は、そのことを市に報告しなければなりません。

3. 事案の概要

本件は、株式会社マザーグース(以下「事業者」とします。)が運営する市内2つの保育施設において、施設の管理者が他自治体にある施設の業務を兼務していたにもかかわらず、専従であると虚偽の届出をしていました。この届出に基づき、本来であれば管理者が不在であるとして、給付費が減額されるべきところを、減額されないまま給付を受け続けていたため、市は不正受給にあたる判断しました。

4. 保護者・園児への影響

本件に関連して、保育内容に関する重大な支障や園児への直接的な影響は確認されておりません。現在、当該保育施設を利用している世帯につきましては、引き続き保育を受けることができます。

5. 経緯

- ・ 2023年12月 他自治体から、事業者が運営する他自治体にある保育施設に関する照会があり、その中で、本市にある施設の管理者が他自治体の施設に勤務している可能性があることを認識した。
- ・ 2024年2月 市内の2施設に対して臨時監査を実施し、勤務記録や申請書類の確認を通じて、管理者の実際の勤務状況を精査した。
- ・ 2024年5月以降 他自治体と意見交換・情報共有を継続し、事業者が他自治体へ提出した資料や記録の内容について照合を進めた。
- ・ 2024年10月 事業者に対してヒアリングを行い、管理者の勤務実態に関する説明と資料提出を求めた。
- ・ 2025年2月 事業者に対して弁明および意見提出の機会を付与した。
- ・ 2025年3月 事業者から弁明書および意見書が提出されたが、記載された内容と他自治体に提出された資料や記録との間に齟齬が認められた。
- ・ 2025年5月16日 関係資料等の精査を完了し、支給要件を満たしていないと判断し、返還請求を行うことを決定し、事業者へ通知した。

6. 再発防止策について

今回の事案を踏まえ、同様の事態の再発を防止するため、以下の取組を進めます。

- ・ 市内全保育施設に対して、本件に関する通知を送付し、制度を遵守するよう注意喚起を実施
- ・ 必要に応じて、給付費の届出内容と実態の整合性を確認するため他自治体への照会や抜き打ちの立入調査などを実施
- ・ 給付費の加算項目など誤解の生じやすい点については、国のFAQ資料等を活用した制度周知・情報提供を強化